

第3章 基本理念・施策の体系

第1節 基本理念

登別市では、平成8年4月に、『人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ』をまちづくりのキャッチフレーズに、「登別市総合計画」を策定し、この総合計画で示された施策などを効果的、具体的に実施していくさまざまな分野の計画を策定しています。

高齢者を対象とする計画では、これまで第3期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定して、高齢者施策を推進してきました。

このたび策定する第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、「登別市総合計画」の“やさしさと共生するまち”においてうたわれている

『「輝いて、生涯現役」のびやかな人生が息づくまちをつくる』

を、計画の基本理念とします。

第2節 計画目標

第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念の実現に向け、次の3点を計画目標とします。

1 長寿社会の基盤づくり

高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実を図ります。

また、高齢者の健康づくり活動の支援を行います。

住宅環境の整備やバリアフリーに配慮した公共施設等の整備など、高齢者の生活基盤の整備に努めます。

2 高齢者福祉の充実

介護予防及び生活支援サービス機能の充実を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安解消や安全確保に配慮します。

3 介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るため、安心してサービスを受けられるよう、介護サービス量や質を確保する体制の充実を図り、介護保険事業の適切な運営に努めます。

第3節 施策の体系

計画目標を達成するための具体的な施策の体系を、次の8点とします。

この施策の体系の設定にあたっては、北海道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性にも考慮しております。

- 1 高齢者への理解の促進
- 2 介護サービス基盤の整備
- 3 介護予防・健康づくりの推進
- 4 認知症高齢者支援対策の推進
- 5 地域ケア体制の整備
- 6 生活環境の整備
- 7 高齢者の積極的な社会参加
- 8 高齢者の権利擁護

以上の8点に関する具体的な施策内容等については、第4章「施策の展開」において述べていきます。